

参考資料

令和7年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その8)

議案第 39 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
議案第 40 号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	3

< 議案第 39 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 >

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第 15 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 9 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 1 1 条の 5 に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>295,000 円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基</p>	<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第 15 条の 2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 9 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第 1 1 条の 5 に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>305,000 円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基</p>

基礎課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2～4 (略)

基礎課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2～4 (略)

<議案第40号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例>

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当す</u></p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員、支援隊長等又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計の途がなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき10</u></p>

る扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 (略)

0円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 (略)

令和7年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

令和7年3月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-24-0031

